

箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会の設置と 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について

資料1

○ 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会の設置の経緯について

<p>◆ 平成30年10月、箕面市内の中学校がいじめ事案を認知し、これまで学校と教育委員会とで対応してきましたが、令和元年11月、被害者の保護者より、独立した第三者委員会を設置し、いじめの事実関係などの調査を行うよう要望がありました。</p> <p>◆ この要望を受け教育委員会は、当該いじめをいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)に基づき、重大事態として調査が必要であると判断し、第三者委員会を設置することを決定しました。</p> <p>◆ この第三者委員会の設置にあたり、現行の「箕面市いじめ防止対策推進協議会条例」に基づき設置している組織を、法の趣旨に沿って整理するため、現行条例を廃止し、新たに「箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定します。</p>
--

○ 箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定に伴う変更点

設置者	旧条例	現行
教育委員会	◇箕面市いじめ防止対策推進協議会 (法第14条第1項、第3項) ・教育委員会・市長の附属機関 ・関係機関との連携、いじめ問題等の対策に関する事項を調査審議	◆箕面市いじめ問題対策連絡協議会 (法第14条第1項) ・いじめの防止等に関する機関・団体の連携の推進、必要な事項の協議、連絡調整。
	◇いじめ問題等調整部会 (法第14条第3項、法第28条第1項) (市条例施行規則) ・上記推進協議会の部会 ・いじめ、体罰等、児童生徒等の教育に関わる諸問題等の事案について、定期的に調査・審議、重大事態への対処。	◆箕面市いじめ等調整委員会 (法第14条第3項、法第28条第1項) ・教育委員会の附属機関 ・いじめ、体罰等、児童生徒等の教育に関わる諸問題等の調査審議 ・重大事態の学校調査の結果の審議など
		◆箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会 (法第28条第1項) ・教育委員会の附属機関 ・いじめ重大事態に係る事実関係についての調査審議 ・委員は調査の公平性・中立性確保の観点から、職能団体からの推薦により構成
市長	◇重大事態調査部会 (法第30条第2項)(市条例施行規則) ・上記推進協議会の部会 ・いじめに係る重大事態に係る再調査。	◆箕面市いじめ重大事態再調査委員会 (法第30条第2項) ・市長の附属機関 ・いじめに係る重大事態に係る再調査。